

事業者ヒアリング及び介護サービス事業者点検について

1 事業概要

① 事業者ヒアリング

市内の 30 か所の訪問介護事業者に対して初回面接（2時間）とフォロー面接（1時間半）に分けて実施します。

② サービス事業者点検

訪問介護事業者に対して、軽度の利用者や新規利用者を対象とした訪問介護計画書の点検を月間7事業者に対して点検（1時間）を実施します。

（1）介護給付適正化事業の目的及び法的根拠

保険給付の内容及び水準が介護保険法第2条第2項から第4項に掲げるものとなるよう、推進されているか確認することを目的とします。

また、介護保険法第23条の規定により保険給付の状況について照会及びヒアリング等を行う取り組みを進めております。

（2）全体スケジュール

		日程
事業者 ヒア リング	初回面接	毎月3事業者に実施
	フォロー面接	前月の初回面接事業者を対象に実施
サービス事業者点検		4月から概ね毎月1回実施します。

